

(農林水産委員会)

農業機械化促進法を廃止する等の法律案（閣法第二二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、平成三十年四月一日に農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務に係る規定の整備を行おうとするものである。

なお、衆議院において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務に係る規定の整備範囲について、農業等に関する技術上の検査を農機具についての検査に限定する修正が行われた。